

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式



【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 No.5
 【根拠条文】 法第27条の25第1項
 【提出先】 関東財務局長
 【氏名又は名称】(3) フレッシュフィールド・ウッドデリンガー法律事務所
 弁護士 木内潤三郎
 【住所又は本店所在地】(3) 東京都港区赤坂一丁目12番4号パーク森ビル18階
 【報告義務発生日】(4) 平成19年3月7日
 【提出日】 平成19年3月7日
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1名
 【提出形態】(5) その他
 【変更報告書提出事由】(6) 保有目的欄の記載が変更したこと

第1【発行者に関する事項】(7)

発行者の名称	電源開発株式会社
証券コード	9513
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	株式会社東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】(8)

(1)【提出者の概要】(9)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	ザ・チルドレンズ・インベストメント・マスター・ファンド (The Children's Investment Master Fund)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージタウン、サウス・チャーチ・ストリート、アグランド・ハウス私書箱309GT (P.O. Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	2003年11月4日
代表者氏名	クリストファー・ホーン (Christopher Hohn)
代表者役職	取締役 (Director)
事業内容	投資会社

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	〒107-6018 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階 フレッシュフィールズブルックハウスデリンガー法律事務所 弁護士 木内潤三郎
電話番号	03-3584-8500

(2) 【保有目的】(10)

株主としての投資利益を享受するための投資、及び、状況に応じて、取締役その他の役員又は株主総会に対して重要提案行為等を行うこと。

提出者は投資ファンドであり、投資利益を享受するために種々の証券を保有するものであるから、適切と判断する時期及び条件により、発行者の株式を市場内外において取得又は処分することがある。提出者は、発行者への投資を適宜見直し、発行者の事業、経営、業務若しくは財務の状況、発行者の株価、市場の状況又は一般的な経済若しくは業界の状況等に照らして提出者が適切と判断する行動を、発行者への投資に関連してとることがある。かかる行動には、(1)株主価値向上のために行う、取締役その他の役員の選解任、定款の変更、資本構成の変更（株式分割を含む。）、配当方針の変更等に関する助言又は提案を含む、発行者の取締役その他の役員又は株主総会に対する助言又は提案及び株主権の行使、(2)発行者の株式の追加取得（但し、許認可等が必要な場合には、かかる許認可等を条件とする。）並びに(3)提出者が保有する発行者の株式の全部又は一部の売却が含まれるが、これらに限定されないものとする。

(3) 【重要提案行為等】(11)

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(12)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本 文	法第27条の23第3項第 1号	法第27条の23第3項第 2号
株券又は投資証券等(株・口)	16,498,680		
新株予約権証券(株)	A	—	G
新株予約権付社債券(株)	B	—	H
対象有価証券カバードワラント	C		I
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		J
対象有価証券償還社債	E		K
他社株等転換株券	F		L
合計(株・口)	M 16,498,680	N	O
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する 株券等の数	Q		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P-Q)	R 16,498,680		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	S		

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成19年3月7日現在)	T 166,569,600株
上記提出者の 株券等保有割合(%) (R/(S+T)×100)	9.90%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	9.40%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】 (13)

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】 (14)

該当なし

(7) 【保有株券等の取得資金】 (15)

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (U) (千円)	75,647,210千円
借入金額計 (V) (千円)	0
その他金額計 (W) (千円)	0
上記 (W) の内訳	
取得資金合計 (千円) (U+V+W)	75,647,210千円

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

POWER OF ATTORNEY

ALL PEOPLE PRESENT NOTE that The Children's Investment Master Fund, a corporation duly organized and existing under the laws of Cayman Islands, having its head office at P.O. Box 309GT, Ugland House, South Church Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands (the *Company*), does hereby make, constitute and appoint each of Messrs Naoki Kinami, Junzaburo Kiuchi and Masahide Fukuda, attorneys-at-law, with their office at Freshfields Bruckhaus Deringer, Ark Mori Building 18F, 1-12-32 Akasaka, Minato-ku, Tokyo, Japan, its true and lawful attorney-in-fact, for it and in its name, place and stead, to do the following acts and things on behalf of the Company:

1. To prepare, execute and file with the Prime Minister through local Finance Bureau all necessary reports with respect to significant holding of shares required under Chapter 2-3 (Disclosure of Information on Holding of Large Amount of Share Certificates, etc.) of the Securities and Exchange Law of Japan (Law No. 25 of 1948, as amended), and to supplement and /or amend said report;
2. To receive from the ministries and/or agencies of the Japanese Government any and all notice, orders, communications, verbal or written, or other documents addressed to it pertaining to the foregoing;
3. To prepare and file with the appropriate ministries and/or agencies of the Japanese Government any report, notices, communications or other documents required by or desirable under the laws to be filed in connection with the foregoing; and
4. To appoint and dismiss one or more sub-attorneys to act on behalf of the Company with respect to any or all of the powers granted in Paragraphs 1 through 4 hereof.

IN WITNESS WHEREOF, The Children's Investment Master Fund has caused this Power of Attorney to be signed in its name and on its behalf by the undersigned on 27 FEB 2007.

The Children's Investment Master Fund

By: 

Name:
Title:

David F. DeRosa
Director

(訳文)

委任状

本書面によって、ケイマン諸島法に基づき設立され存続し、ケイマン諸島、グランド・ケイマン、ジョージタウン、サウス・チャーチ・ストリート、アグランド・ハウス私書箱309GTに本店を有するザ・チルドレンズ・インベストメント・マスター・ファンド (The Children's Investment Master Fund) (以下、「当社」という。)は、日本国東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル18階に所在するフレッシュフィールズブルックハウスデリングー法律事務所の弁護士 木南 直樹氏、弁護士 木内 潤三郎氏及び弁護士 福田 雅英氏を各々正当かつ適法な代理人と定め、当社を代理して以下の行為をなす権限を付与する。

1. 株式の大量保有に関して日本の証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に基づいて要求される全ての報告書を作成、補足又は変更し、関東財務局を通じ内閣総理大臣に提出すること。
2. 日本国政府の省庁からの前述の事項に関する書面若しくは口頭によるあらゆる通知、命令、連絡又はその他一切の書面を受領すること。
3. 前述の事項に関し、法律に基づき提出することが要求され又は提出することが望ましいとされる報告書、通知書、連絡その他の書類を作成し、所管の日本国政府の省庁に提出すること。
4. 第1項乃至第4項において付与される全ての権限に関して、当社の代理人として復代理人を選任又は解任すること。

上記を証するため、当社は本日2007年2月27日、下記署名者をして本委任状に署名せしめた。

ザ・チルドレンズ・インベストメント・マスター・ファンド
(The Children's Investment Master Fund)

署 名

氏名：デービッド・エフ・デローザ
役職：取締役 (Director)

以上正訳いたしました。

平成19年3月7日

フレッシュフィールズブルックハウスデリングー法律事務所
弁護士 木内 潤三郎

